

一定以上の所得のあるかた(75歳以上のかた等)の医療費の窓口負担割合が変わります

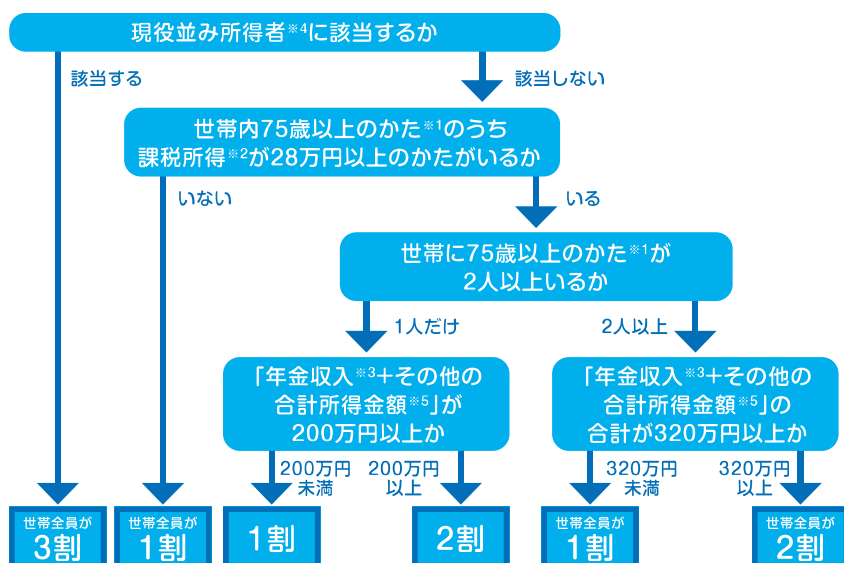
令和4年10月1日から、一定以上の所得のあるかた(75歳以上のかた等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

なお、2割負担となるかたは、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%のかたです。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上のかた^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等をもとに、世帯単位で判定します。

(令和3年中の所得をもとに、窓口負担割合の判定を行うため、令和4年9月中旬頃でないとなりに2割になるかどうか判定できません。)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上のかた(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けたかたを含む)

※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割のかた。

※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担が2割となるかたには 負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となるかたについて、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなるかたは、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

口座が登録されていないかたには、令和4年9月中旬以降、順次広域連合から申請書を発送する予定です。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATM操作をお願いすることは**絶対にありません**。

- 不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。



医療費窓口負担の見直しに関するお問い合わせ

後期高齢者窓口負担割合 コールセンター(0120-002-719)

受付時間 (日曜日・祝日を除く)月曜日～土曜日 9:00～18:00

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)

受付時間 平日 8:30～17:15

各コールセンターにお問い合わせください。

